

開会の日 令和5年12月11日(月)
場 所 委 員 会 室

◆出席委員(6人)

委員長	水 上	雅 廣
副委員長	籠 山	恵美子
委員	野 村	勝 憲
委員	井 端	浩 二
委員	上ヶ吹	豊 孝
委員	小笠原	美保子

◆欠席委員(なし)

◆職務のため出席した者の職氏名

市長	都 竹	淳 也
副市長	湯之下	明 宏
環境水道部長	横 山	裕 和
環境水道部次長兼環境課長	柚 原	徹 守
環境水道部技術次長兼水道課長	谷 口	正 樹
環境課施設長	中 田	賢 一
水道課長補佐兼上水道係長	川 邊	哲 生
水道課管理係長	白 木	大 輔
水道課下水道係長	木 村	誠 吾
農林部長	野 村	久 徳
食のまちづくり推進課長	麻 生	貴 秀
畜産振興課主幹兼家畜診療所管理者	古 川	尚 孝
畜産振興課畜産係長	加 藤	唯 高
商工観光部長	畑 上	あづさ
商工課長補佐兼商工係長	野 上	英 一
管財課長	砂 田	健 太郎
管財課施設管理係長	澤 田	充 弘

◆職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡 田	浩 和
書記	島 中	みなみ

◆ 本日の会議に付した事件

・ 付託案件審査

議案第113号 飛騨市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第114号 飛騨市農村下水道処理施設条例の一部を改正する条例について

議案第115号 指定管理者の指定について（飛騨市火葬場）

議案第116号 指定管理者の指定について（古川町農産物直売施設）

議案第117号 指定管理者の指定について（神岡町農産物直売施設）

議案第118号 指定管理者の指定について（飛騨市肉用牛繁殖センター、万波牧場）

議案第119号 指定管理者の指定について（森茂牧場）

議案第120号 指定管理者の指定について（地域交流センター船津座）

議案第121号 指定管理者の指定について（飛騨市星の駅宙ドーム・神岡）

目次

◆開会	7
●委員長（水上雅廣）	7
◆1. 付託案件審査	
議案第113号 飛騨市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について 及び	
議案第114号 飛騨市農村下水道処理施設条例の一部を改正する条例について	7
●委員長（水上雅廣）	7
●委員長（水上雅廣）	7
□環境水道部長（横山裕和）	7
●委員長（水上雅廣）	9
○委員（籠山恵美子）	9
●委員長（水上雅廣）	9
□環境水道部長（横山裕和）	9
○委員（籠山恵美子）	9
●委員長（水上雅廣）	10
□環境水道部長（横山裕和）	10
○委員（籠山恵美子）	10
●委員長（水上雅廣）	10
□環境水道部長（横山裕和）	10
●委員長（水上雅廣）	11
○委員（野村勝憲）	11
●委員長（水上雅廣）	11
□水道課管理係長（白木大輔）	11
●委員長（水上雅廣）	11
○委員（籠山恵美子）	11
●委員長（水上雅廣）	11
□環境水道部長（横山裕和）	11
○委員（籠山恵美子）	11
●委員長（水上雅廣）	12
□環境水道部長（横山裕和）	12
●委員長（水上雅廣）	12
●委員長（水上雅廣）	12
●委員長（水上雅廣）	12
●委員長（水上雅廣）	12
●委員長（水上雅廣）	12
●委員長（水上雅廣）	12

◆議案第115号 指定管理者の指定について（飛騨市火葬場）	13
●委員長（水上雅廣）	13
□環境水道部長（横山裕和）	13
●委員長（水上雅廣）	13
○委員（野村勝憲）	13
●委員長（水上雅廣）	13
□副市長（湯之下明宏）	13
○委員（野村勝憲）	13
●委員長（水上雅廣）	13
□副市長（湯之下明宏）	13
○委員（野村勝憲）	14
●委員長（水上雅廣）	14
□副市長（湯之下明宏）	14
●委員長（水上雅廣）	14
○委員（籠山恵美子）	14
●委員長（水上雅廣）	14
□環境水道部長（横山裕和）	14
●委員長（水上雅廣）	14
◆休憩	14
●委員長（水上雅廣）	14
◆再開	15
●委員長（水上雅廣）	15
◆議案第116号 指定管理者の指定について（古川町農産物直売施設）	15
●委員長（水上雅廣）	15
□農林部長（野村久徳）	15
●委員長（水上雅廣）	15
○委員（野村勝憲）	15
●委員長（水上雅廣）	15
□食のまちづくり推進課長（麻生貴秀）	15
○委員（野村勝憲）	15
●委員長（水上雅廣）	16
□食のまちづくり推進課長（麻生貴秀）	16
○委員（野村勝憲）	16
●委員長（水上雅廣）	16
□食のまちづくり推進課長（麻生貴秀）	16

●委員長（水上雅廣）	16
○委員（籠山恵美子）	16
●委員長（水上雅廣）	16
□食のまちづくり推進課長（麻生貴秀）	16
●委員長（水上雅廣）	16
●委員長（水上雅廣）	17
●委員長（水上雅廣）	17
●委員長（水上雅廣）	17
◆議案第117号 指定管理者の指定について（神岡町農産物直売施設）	17
●委員長（水上雅廣）	17
□農林部長（野村久徳）	17
●委員長（水上雅廣）	17
○委員（野村勝憲）	17
●委員長（水上雅廣）	17
□食のまちづくり推進課長（麻生貴秀）	18
●委員長（水上雅廣）	18
○委員（籠山恵美子）	18
●委員長（水上雅廣）	18
□食のまちづくり推進課長（麻生貴秀）	18
●委員長（水上雅廣）	18
●委員長（水上雅廣）	18
□管財課長（砂田健太郎）	18
●委員長（水上雅廣）	18
○委員（上ヶ吹豊孝）	18
●委員長（水上雅廣）	19
□食のまちづくり推進課長（麻生貴秀）	19
●委員長（水上雅廣）	19
◆議案第118号 指定管理者の指定について（飛驒市肉用牛繁殖センター、万波牧場）	19
●委員長（水上雅廣）	19
□農林部長（野村久徳）	19
●委員長（水上雅廣）	20
○委員（籠山恵美子）	20
●委員長（水上雅廣）	20
□畜産振興課主幹兼家畜診療所管理者（古川尚孝）	20
●委員長（水上雅廣）	20

○委員（野村勝憲）	20
●委員長（水上雅廣）	20
□畜産振興課主幹兼家畜診療所管理者（古川尚孝）	20
○委員（野村勝憲）	21
●委員長（水上雅廣）	21
□畜産振興課主幹兼家畜診療所管理者（古川尚孝）	21
●委員長（水上雅廣）	21
○委員（小笠原美保子）	21
●委員長（水上雅廣）	21
□畜産振興課主幹兼家畜診療所管理者（古川尚孝）	21
●委員長（水上雅廣）	21
○委員（籠山恵美子）	21
●委員長（水上雅廣）	21
□畜産振興課主幹兼家畜診療所管理者（古川尚孝）	21
○委員（籠山恵美子）	22
●委員長（水上雅廣）	22
□農林部長（野村久徳）	22
●委員長（水上雅廣）	22
◆議案第119号 指定管理者の指定について（森茂牧場）	22
●委員長（水上雅廣）	22
□農林部長（野村久徳）	22
●委員長（水上雅廣）	23
◆休憩	23
●委員長（水上雅廣）	23
◆再開	23
●委員長（水上雅廣）	23
◆議案第120号 指定管理者の指定について（地域交流センター船津座）	24
●委員長（水上雅廣）	24
□商工観光部長（畑上あづさ）	24
●委員長（水上雅廣）	24
○委員（籠山恵美子）	25
●委員長（水上雅廣）	25

□商工課長補佐兼商工係長（野上英一）	25
○委員（籠山恵美子）	25
●委員長（水上雅廣）	25
□商工課長補佐兼商工係長（野上英一）	25
□管財課長（砂田健太郎）	25
●委員長（水上雅廣）	25
○委員（籠山恵美子）	25
●委員長（水上雅廣）	25
□商工観光部長（畑上あづさ）	25
○委員（籠山恵美子）	26
●委員長（水上雅廣）	26
□商工観光部長（畑上あづさ）	26
●委員長（水上雅廣）	26
◆議案第121号 指定管理者の指定について（飛騨市星の駅宙ドーム・神岡）	26
●委員長（水上雅廣）	26
□商工観光部長（畑上あづさ）	26
●委員長（水上雅廣）	27
○委員（野村勝憲）	27
●委員長（水上雅廣）	27
□商工観光部長（畑上あづさ）	27
○委員（野村勝憲）	27
●委員長（水上雅廣）	28
□商工観光部長（畑上あづさ）	28
○委員（野村勝憲）	28
●委員長（水上雅廣）	28
□商工観光部長（畑上あづさ）	28
○委員（上ヶ吹豊孝）	28
●委員長（水上雅廣）	28
□商工課長補佐兼商工係長（野上英一）	29
○委員（上ヶ吹豊孝）	29
●委員長（水上雅廣）	29
□商工課長補佐兼商工係長（野上英一）	29
○委員（籠山恵美子）	29
●委員長（水上雅廣）	29
□商工課長補佐兼商工係長（野上英一）	29

○委員（籠山恵美子）	29
●委員長（水上雅廣）	29
□商工観光部長（畑上あづさ）	29
●委員長（水上雅廣）	29
●委員長（水上雅廣）	29
●委員長（水上雅廣）	30
●委員長（水上雅廣）	30
●委員長（水上雅廣）	30
◆閉会	30
●委員長（水上雅廣）	30

(開会 午前10時00分)

◆開会

●委員長（水上雅廣）

ただいまから第11回産業常任委員会を開きます。本日の出席委員は全員であります。

会議録署名は委員会条例第30条の規定により、委員長がこれを行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付のとおりです。

審査に入る前にお願いをいたします。委員のご発言は、まず挙手をし、委員長の指名を受けた後、マイクを使い自己の名前を教えてください。質問は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われますようお願いいたします。次に、理事者側の説明において議案の朗読を省略することといたします。また、部長以外の職員が説明及び答弁をする場合には、委員長の指名を受けた後、課名と氏名を告げてからご発言ください。以上、ご協力をよろしくお願いいたします。

◆ 1. 付託案件審査

議案第113号 飛騨市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について
及び

議案第114号 飛騨市農村下水道処理施設条例の一部を改正する条例について

●委員長（水上雅廣）

それでは、付託案件の審査を行います。

議案第113号、飛騨市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について及び議案第114号、飛騨市農村下水道処理施設条例の一部を改正する条例についての2案件を会議規則第96条の規定により、一括して議題といたします。説明を求めます。

（「委員長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長（水上雅廣）

横山環境水道部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□環境水道部長（横山裕和）

おはようございます。それでは私からは、議案第113号、飛騨市水道事業の設置に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

まず、要旨で説明をさせていただきます。29ページをお願いいたします。提案理由は、飛騨市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い関係条例を改正するものでございます。概要としましては、国から下水道事業について地方公営企業法の全適用を実施するよう要請されこれまで準備を進めてまいりましたが、令和6年度から下水道4特別会計の公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農村下水道事業、個別排水処理施設事業でございますが、こちらを飛騨市下水道事業公営企業へ移行することに伴い関係条例を改正するものでございます。

それでは、改正の内容は新旧対照表で説明いたしますので7ページのほうをお願いいたします。第1条は飛騨市水道事業の設置等に関する条例の一部改正で、条例名を「飛騨市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」とし、下水道事業に係る規定を加えるものでございます。同条

例第1条では、下水道事業の設置並びに下水道事業に地方公営企業法の規定を全適用することを定めるものでございます。8ページをお願いいたします。第2条は第3項で公共下水道事業、第4項で農村下水道事業、第5項では個別排水事業の処理区域、処理人口、処理量等をそれぞれ定めるものでございます。第3条は組織について、下水道事業も水道事業と同様に事業管理者を置かないこと及び事業管理者の権限を行う市長の権限に属する事務を処理するため、環境水道部を置くことを定めるものでございます。9ページをお願いいたします。第4条から第7条は、これまで水道事業に係る規定としていたものに下水道事業を加えることに伴う改正でございます。

12ページをお願いいたします。第2条は飛騨市内部組織設置条例の一部改正で、第1条において下水道事業が処理する事務を定めるため、環境水道部の分掌事務から下水道事業に関する部分を除き改正するものでございます。

13ページを御覧ください。第3条は飛騨市職員定数条例の一部改正で、水道事業を上下水道事業と改正するものでございます。

14ページをお願いいたします。第4条は飛騨市特別会計条例の一部改正でございます。特別会計の設置を定めた条文から下水道4特別会計を削除するものでございます。

15ページをお願いいたします。15ページから20ページにかけて、第5条は飛騨市下水道条例の一部改正で下水道事業法適用移行に伴い、必要となる文言等の整理を行うものでございます。16ページをお願いいたします。3行目の第12条第2項でございますが、今回の一部改正に合わせ指定工事店の指定の有効期間を5年に改めます。これは上水道の給水装置工事事業者の有効期限が5年とされているものに合わせて延長を行うものでございます。

21ページをお願いいたします。21ページから26ページにかけて、第6条は飛騨市都市計画下水道事業受益者負担金徴収条例の一部改正。第7条では飛騨市公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部改正。第8条は飛騨市個別排水処理施設条例の一部改正。第9条は飛騨市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正で、下水道事業法適用移行に伴い、それぞれ必要となる文言等の整理を行うものでございます。

27ページをお願いいたします。第10条は飛騨市積立基金条例の一部改正で、下水道事業法適用移行に伴い特別会計名及び必要となる文言等の整理を行うものでございます。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行いたします。

続いて議案第114号のほうも関連がございますのでお願いいたします。議案第114号、飛騨市農村下水道処理施設条例の一部を改正する条例について説明いたします。

6ページの要旨を御覧ください。提案理由は、飛騨市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い関係条例を改正するものでございます。先ほど議案第113号と同様、概要といたしましては令和6年度から下水道4特別会計を飛騨市下水道事業公営企業へ移行することに伴い、必要となる文言の整理を行うものでございます。また、別表第2-1、別表第3-1のうち数式に誤りがあつたため併せて当該箇所の改正を行うものでございます。

改正の内容は新旧対照表で説明いたしますので、4ページを御覧ください。第15条、第27条において下水道事業法適用移行に伴い必要となる文言等の整理を行うものでございます。続いて、別表第2-1でございますが、新たに排水処理施設を使用する際には事業所等から加入金を徴収する必要がございますが、業務用厨房施設を伴う工場及び作業所における処理人口算定式に条例

制定時から数式に誤りがあったことが分かりましたので、当該箇所を改正するものでございます。本来は、定員Pを乗ずるところが延べ面積Aを乗ずる式になっていたものでございまして、改正を行うものでございます。同様に、別表第3-1も併せて改正を行うものでございます。

なお、これまでにこの誤った算定式により徴収された事例はないことを確認しておりまして、影響はございません。

施行日は公布の日から。ただし、法的化に伴う改正である第15条第3項及び第27条の改正規定は令和6年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

●委員長（水上雅廣）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（籠山恵美子）

そもそもこれが地方公営企業法に全適用になるということになって、国のほうでそういうふうに変えてきたということですけど、全適用になることで市民にとってどうなりますか。よくなるのか、どういうふうに仕組みが変わっていくのか。「市長」と「管理者」というふうに名前が別になっている部分がありますよね。そういう責任者としての役割はどんなふうになるのかという全体がちよっと分からないので、分かりやすく教えてください。

●委員長（水上雅廣）

答弁を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

地方公営企業法を適用する件につきましては、平成27年1月に総務大臣のほうから、3万人以上の市町村については平成31年度までに移行をすること。また3万人未満の市町村については令和5年度までに公営企業法に移行するということが推進が要請されたことに伴いこれまで準備を進めてきたものです。企業会計化することで財政状況をこれまでの単年度収支から全体が見えるようになりますので、財政状況を把握して経営基盤の安定化や効率的な企業運営を図る必要があるということで、今後の経営戦略の見直しでありますとか、適正な下水道の運営のために見える化をして事業運営をしていくということでございまして、以前、全員協議会等でも経営戦略の説明をさせていただいておりますけども、これまでは特別会計としての経営戦略でございましたけども、この法適用化をすることで上水道と同じように将来予測も踏まえたより詳細な経営戦略等の見直しができるようになるということで、将来を見通した経営を行っていくために行うということでございます。

併せて、管理者につきましては規模によりまして管理者を置かなくてもいいという規定がございまして、飛騨市の規模でございまして、これまで水道もそうでございまして管理者を置かずに市長が任に当たるということで条例に定めておりますので、下水道につきましてもそれと併せて改正するものでございまして、特に市民の皆様に影響はないと考えております。

○委員（籠山恵美子）

直接市民に影響がないということですが、総務省の改正のいろいろな基礎知識みたいなものを読んでみると、私たちがイメージするのは、もう公営企業会計は病院事業会計と水道事業会計と2つありますから具体的にはそういうふうに複式簿記になったりということになるのか

など思うんですけど、ただ、水道事業は公営企業法での事業になっていますから独立採算制ということが言われているじゃないですか。そういうことになると、これらの4特別会計も公営企業法によった会計の処理になると、だんだん受益者負担感が強くなって、それを利用する者がそれ相当の負担をして、結局水道料金にはね返ってくるのではないかとかそういう心配があるんですけどその辺りはどうですか。それから、アウトソーシングにいずれは移行していく布石なのかなと思ったりもしますが、この2つどうですか。

●委員長（水上雅廣）

答弁を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

公営企業法に移行しても、水道事業と下水道事業につきましては繰出基準等もそれぞれ定められた基準がございまして同様ではございませんので、基準の中で繰り出し等を行っていくこととなります。ただ、今後5年後、10年後を見通した中で経営状況、どういう費用がいつ必要で、その裏付けとしてどういう収入が必要かということをはっきりと示していく中で適正な料金というものは検討していく必要があると思いますけども、直ちにこれが公営企業法に適応したからといって、すぐそういうことではございませんので、将来的に検討していく中でということになると思います。

もう1つ、アウトソーシングの件でございますが、全国的に企業会計の過疎化、人口減少によって厳しい状況になっておることは全国的な課題でございますが、アウトソーシングにつきましては飛騨市におきましても施設の維持管理など、できるところは既にアウトソーシングをしておりますけれども、経営全体についてアウトソーシングできるかどうかということにつきましては、非常に規模が小さいものですから、それがより有効なのかどうかということも十分見通しながら考える必要がございますので、今のところすぐに経営全体をアウトソーシングするというようなことはまだ考えておりませんのでお願いいたします。

○委員（籠山恵美子）

国が、法律が変わってそれに準じて条例もこういうふうに変わっていくという、致し方ない部分もあるんだと思いますけど、例えば特別会計などが公営企業法による会計で一緒になったときに、課せられる水道料金というのが統一化されていくとしたら、例えば高いほうに合わせていくみたいなものはとんでもないと思うんですけど、その統一化みたいなこともある程度構想には入っているわけですか。

●委員長（水上雅廣）

答弁を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

飛騨市の場合は下水道に係る4特別会計を今までやってきておりますけども、使用料金につきましてはどの施設を使っている方も同じ料金に既に統一されておりますので、企業会計として会計が1つになることによって新たに施設ごとの料金に変更になるということではございませんので、今はそれこそ市街地も郊外も個別排水浄化槽を使っている方も、市で管理するものにつきましては全て同料金でございますのでお願いいたします。

●委員長（水上雅廣）

ほかにありませんか。

○委員（野村勝憲）

今回は改正がテーマなのでちょっとお願いです。実は最近古川町の住民の方が上下水道料金についてマンション住民に不公平な料金ということでこの資料をお持ちになったわけですね。この資料4ページにわたってですけど、ごく最近です。これについてご本人から担当者のほうへは電話が行っているようです。その方は高山市で事業されているいろいろ詳しい方です。高山市とか下呂市の上下水道の条例を抜粋したもの、それがこれですね。これは後日、水道課のほうには届けてありますので、ぜひ部長にお願いしたいのは、こういうほかの自治体と矛盾が起きているから来られているので、そういうことが実際行われているということで大分怒りで来られているんですね。今回これは委員の人は知りません。私しか知りませんので議論する場ではないと思いますので、ぜひ情報を共有して他自治体の事例をしっかりと参考にして、どういう対処をするかそちらでお願いしたいと思います。これはお願いです。

●委員長（水上雅廣）

なるべくお願いは避けてください。

1点、私から。債権のことで滞納繰越の関係ですけど、公会計になれば市債権に多分なるんですよ。法的にも変わるんだと思います。時効の関係とかいろいろ変わってくると思うのですが、そうしたところの扱いは事務事業上の体制的に問題はないのかどうかだけ聞かせていただきたいと思います。

□水道課管理係長（白木大輔）

時効については昔の滞納者の方は皆さん整理をして、どなたがどれだけというのは名簿で全部整理していますので、それを企業会計のほうに引き継いでいきますけども、これまでと変わりなく入金をお願いをさせていただいてしっかり徴収していくように努力したいと思っています。

●委員長（水上雅廣）

ほかにありませんか。

○委員（籠山恵美子）

加入金のことというとなんか変化は出てくるのですか。

●委員長（水上雅廣）

答弁求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

加入金につきましては、これまでの施設ごとに定めた加入金をそのまま引き継ぎますので、今回の改正で特に変更するものはございません。先ほど説明しましたとおり、今回は公営企業法に移行することによって必要な要件、文言を修正することが主な改正でございまして、加入金とか料金とかそういうところを改正するものはございませんので、今までどおり市民の皆様には使っていただけるということでございます。

○委員（籠山恵美子）

総務省の法改定の理由というのが、先ほど部長がおっしゃった施設の老朽化とか人口減少とか、それからメリットとしては財政状態など経営状況がよりの確に把握できるというようなことが

書いてありますけど、それと同時に経営の自由度が向上し、住民ニーズへの迅速な対応やサービスの向上等につながると書いてあるんですよ。それって具体的にどういうことで、そういうメリットが市民にあるとすれば教えてください。公営企業法に適用することによる経営の自由度とか、住民ニーズとサービスの向上って何ですか。

●委員長（水上雅廣）

答弁を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

これは全国的な話だと思いますけども、経営の自由度ということは企業会計にするということで、独立した会計になるということで、そういう中で水道、下水道独自の自由といたしますか、新しい方向性とかそういうものが打ち出しやすくなるということをご希望だと思いますけれども、私どもの規模でございますとすぐに自由度が増すということをもって、何か新しいことを始められるかというところは、またいろいろな状況の中で考えていくことかと思っておりますので、直ちに自由度が増すということで何か経営の仕方を変えるとか、そういうことにはすぐにはならないのではないかなと思っております。

●委員長（水上雅廣）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（水上雅廣）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。なお、討論は議案番号を述べて行ってください。

（「なし」との声あり）

●委員長（水上雅廣）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。採決は個々に行います。最初に議案第113号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（水上雅廣）

ご異議なしと認めます。よって、議案第113号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に議案第114号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（水上雅廣）

ご異議なしと認めます。よって、議案第114号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第115号 指定管理者の指定について（飛騨市火葬場）

●委員長（水上雅廣）

次に議案第115号、指定管理者の指定について（飛騨市火葬場）を議題といたします。説明を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

それでは議案第115号、指定管理者の指定について（飛騨市火葬場）をご説明いたします。

施設の名称は、飛騨市火葬場。指定管理者となる団体の名称は、飛騨市神岡町の株式会社神和、代表取締役、中田行則。指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

それでは資料により説明させていただきますので、資料の2ページをお願いいたします。今回の応募は1者でございましたので、令和5年11月2日に、6に記載しております選定委員会委員6名により審査を行い、候補者を選定いたしました。当該団体は平成28年度に指定管理者として指定され、今回が3回目の指定となります。対象施設は古川町の光明苑、神岡町の松ヶ丘公園斎場の2施設です。

5ページの表7をお願いいたします。指定管理期間内の利用者数の見込みは、近年の実績等を考慮し年520人の利用を見込んでおります。6ページをお願いいたします。指定管理料は、各年度2,460万円、5年間の総額で1億2,300万円となります。

8ページをお願いいたします。職員の配置につきましては記載のと通りの体制で運営することとされております。

9ページをお願いいたします。収支計算書でございます。施設の運営に必要な経費をそれぞれ見込んでおります。

説明は以上でございます。

●委員長（水上雅廣）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（野村勝憲）

2ページの選定委員会についてですけれども、選定委員会のメンバーは、委員長は副市長であと部長級の市職員だけですが、なぜ民間人だとか見識者だとか、そういった人たちを入れてないのでしょうか。

●委員長（水上雅廣）

答弁を求めます。

□副市長（湯之下明宏）

公募いたしまして応募が複数あった場合は外部委員も含めて民間の方に入らせていただいておりますが、1者応募の場合は市役所庁内の職員でやるということにしております。

○委員（野村勝憲）

それはもう内規で決まっているのですか。

●委員長（水上雅廣）

答弁を求めます。

□副市長（湯之下明宏）

私どもの市役所の中でそういうふう決めております。

○委員（野村勝憲）

今後のことですが、仮に 1 者だったとしてもある程度民間の人を入れてこういったものを審査しないと、いろいろな意見でディスカッションして改善すべきところは改善するとか、職員はころころと 3 年ごとに変わるわけですから、見識者を含めてある程度そういうものを入れてやられるという考えはないのですか。

●委員長（水上雅廣）

答弁を求めます。

□副市長（湯之下明宏）

現時点では現行の制度を続けていきたいと考えております。

●委員長（水上雅廣）

ほかにありませんか。

○委員（籠山恵美子）

こういう資料出していただいたのは大変ありがたくていいと思いますけれども、ざっと指定管理者、今度は 3 回目ですか。ずっとやったださっているということですが、これまでにトラブルとか問題が起きたということないんですか。

●委員長（水上雅廣）

答弁を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

これまで 2 期同じ事業者指定管理をお願いしておりますけれども、その間、特にトラブルとか問題ということは聞いておりません。

●委員長（水上雅廣）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（水上雅廣）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（水上雅廣）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（水上雅廣）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 115 号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（水上雅廣）

ここで職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

(休憩 午前10時32分 再開 午前10時34分)

◆再開

●委員長（水上雅廣）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第116号 指定管理者の指定について（古川町農産物直売施設）

●委員長（水上雅廣）

議案第116号、指定管理者の指定について（古川町農産物直売施設）を議題といたします。説明を求めます。

□農林部長（野村久徳）

議案第116号、指定管理者の指定について説明いたします。

1、施設の名称、古川町農産物直売施設。2、指定管理者となる団体の名称、飛騨古川三寺めぐり朝市、会長、井之口忠彦さん。3、指定の期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間です。

別紙の資料にてご説明いたします。資料1ページを御覧ください。募集方法は市内公募、指定管理料はゼロ円です。

13ページにお進みください。内容審査に係る提案書の主な点を説明いたします。利用促進の方策等については、農産物直売に加え集客のためのイベント開催、SNS等を活用した広報活動を行い地域住民との調和を図るよう運用したいとされています。

16ページにお進みください。人員配置計画等については、街の中心部にある直売所ということで地元を熟知し、野菜等の知識を有した店員を配置するとされています。

次の17ページは収支計画書、18ページは団体の概要になっております。

簡単でございますが、以上で説明を終わります。

●委員長（水上雅廣）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（野村勝憲）

19ページの年間売上推移というのを見ていただけますか。その中で特筆すべきことは、令和4年度が約1,350万円の売り上げですね。これは過去最高です。この売り上げが伸びた最大の要因というのは何なのでしょう。

●委員長（水上雅廣）

答弁を求めます。

□食のまちづくり推進課長（麻生貴秀）

昨年度から月一で集客のためのイベントを三寺めぐり朝市さんのほうで開催をしております。これが主な要因ではないかというふうに分析しております。

○委員（野村勝憲）

朝開町に農産物直売所がありましたよね、飛騨産直市そやなに移ったわけですけど、あちらが

移ったことによってこちらがプラスに好転したというようなことはないですか。

●委員長（水上雅廣）

答弁を求めます。

□食のまちづくり推進課長（麻生貴秀）

三寺めぐり朝市の立地、それから客層も、もともとこの地域の周辺の方々がメインというふう
に考えておりますので、飛騨産直市そやなが上町のほうへ移ったことで特段客が少なくなったと
いうことには影響はないというふうに思っております。

○委員（野村勝憲）

ざっくばらんに言ってそやなは商品は確かにバラエティーが多いかもしれない。前も言ったか
もしれないですけど、お土産的な要素がある。それと、そやなは道の駅のトイレがきれいになっ
たことによって利用者が前と比べると随分伸びたんですよ。そういった要因があるということと、
もう 1 点は価格面だと思います。三寺めぐり朝市は非常に求めやすい価格。地元の人、特に古
川町の農産物を直接朝早くから持ってきていただいて、まさに名前のとおりだと思いますが、分
析してみると、そういったところが求めやすい。観光客もそうだけど、地元の人結構朝早くか
ら来ていらっしゃるという光景も見られます。私なりの見解ですけど、そちらはどのような見解
をお持ちでしょうか。

●委員長（水上雅廣）

答弁を求めます。

□食のまちづくり推進課長（麻生貴秀）

三寺めぐり朝市の販売形式というのは委託販売形式でございまして、そやなのほうとちょっと
違うのはパーセントでございまして。三寺めぐり朝市のほうでは非常にこじんまりとやっ
ていらっしゃるので、パーセントが若干少ないというのがリーズナブルな価格に抑えられているという要
因ではないかというふうに思っております。

●委員長（水上雅廣）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

ここの朝市もそやなもそうですけれども、インボイス制度が導入されてそれなりのご苦労もあ
るかなと思いますけど、それでも指定管理で受けてくださるということです。払わなければなん
ない消費税も含めてこちらはやっていけると、こういう収支計画を上げてくださったというこ
とでいいですか。

●委員長（水上雅廣）

答弁を求めます。

□食のまちづくり推進課長（麻生貴秀）

そのように大丈夫と伺っております。

●委員長（水上雅廣）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（水上雅廣）

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（水上雅廣）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして、報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（水上雅廣）

ご異議なしと認めます。よって、議案第116号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第117号 指定管理者の指定について（神岡町農産物直売施設）

●委員長（水上雅廣）

次に議案第117号、指定管理者の指定について（神岡町農産物直売施設）を議題といたします。説明を求めます。

□農林部長（野村久徳）

議案第117号、指定管理者の指定について（神岡町農産物直売施設）を説明いたします。

1、施設の名称、神岡町農産物直売施設。2、指定管理者となる団体の名称、神岡朝市クラブ、会長、大西廣和さん。3、指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

別紙資料にて説明いたします。資料1ページを御覧ください。募集方法は市内公募、指定管理料はゼロ円です。

23ページにお進みください。内容審査に係る提案書の主な点を説明いたします。利用促進の方策等については、農産物直売に加え集客のためのイベントを行うとされています。特に隣接する宙ドーム・神岡のイベントと合わせて実施したいとのことです。

26ページにお進みください。人員配置計画等については、施設における雇用者は神岡町在住者で構成したいとのことです。

次の27ページは収支計画書、次の28ページは団体の概要となっております。

簡単でございますが以上で説明を終わります。

●委員長（水上雅廣）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（野村勝憲）

これも引き続きの事業者ということなんでしょうけども、三寺めぐり朝市の年間売り上げの推移を発表されていますけども、年間売り上げ直近5年でいいので教えていただけますか。

●委員長（水上雅廣）

答弁を求めます。

□食のまちづくり推進課長（麻生貴秀）

5年間の年間の売り上げでございますが、令和4年度が1,179万円、令和3年度が1,322万1,000円、令和2年度が1,471万2,000円、令和元年度が1,537万4,000円、平成30年が1,721万5,000円というふうになっております。

●委員長（水上雅廣）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

令和6年度の収支計画書を見ると三寺めぐり朝市は多少黒字が出るような収支計画ですけど、ここは「収支（A）－（B）」がゼロ円ですよ。収入から支出引いたらゼロ円ですよということですよ。それでも人件費はちゃんとみているので、そこでやってくださる方にはお金を払われていくんだろうと思いますけど、それにしてもいろいろな備品や設備、修繕、そういうものも含めたときにこれでもうやっていきますということで指定管理を受けてくださったという理解でいいのでしょうか。

●委員長（水上雅廣）

答弁を求めます。

□食のまちづくり推進課長（麻生貴秀）

委員おっしゃるとおりこの内容で受けてくださるということです。

●委員長（水上雅廣）

ほかにありませんか。

○委員（井端浩二）

確認させていただきます。三寺めぐり朝市は指定期間が3年ということで、今の神岡町農産物直売施設のほうは5年ということですが、割と5年が多いのですが、その辺の理由というのは何かあるのですか。

●委員長（水上雅廣）

答弁を求めます。

□管財課長（砂田健太郎）

年数の違いにつきましては、三寺めぐり朝市の場所につきましては、現在まちづくり観光課のほうを中心にしましてあの周辺の施設、まつり会館ですとか匠文化館ですとかございますけれども、そういった辺りの利用形態とか再編なども含めて現在計画をしているというところでございます。その中で再配置であるとか転用ということを含めて検討するということになっております。三寺めぐり朝市のほうも、その中で移転をするというような可能性もあるというところで今回5年ではなく3年ということにさせていただこうということになりましたので、その点でちょっと差が出ておるということになっております。

●委員長（水上雅廣）

ほかにありませんか。

○委員（上ヶ吹豊孝）

墓まいの時期になるとこの朝市に花を買いに行くんですけども、朝早くから富山の方がいらっしゃって結構買われて、我々が行くともう花がないという状況がよくあるんです。それで、お

客さんの意見とかを聞く状況というのはあるのでしょうか。

●委員長（水上雅廣）

答弁を求めます。

□食のまちづくり推進課長（麻生貴秀）

神岡朝市クラブのほうでも利用者の方々からご意見を聞く意見箱というものを設置していたと思いますので、そちらのほうからお声は聞いているのであらうと思っております。

●委員長（水上雅廣）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（水上雅廣）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（水上雅廣）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（水上雅廣）

ご異議なしと認めます。よって、議案第117号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第118号 指定管理者の指定について（飛騨市肉用牛繁殖センター、万波牧場）

●委員長（水上雅廣）

次に議案第118号、指定管理者の指定について（飛騨市肉用牛繁殖センター、万波牧場）を議題といたします。説明を求めます。

□農林部長（野村久徳）

それでは議案第118号、指定管理者の指定についてご説明申し上げます。1、施設の名称、飛騨市肉用牛繁殖センター、万波牧場。2、指定管理者となる団体の名称、株式会社永吉、代表取締役、森田忍。3、指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間になります。

続いて配付資料により説明させていただきます。資料を御覧ください。1ページ目です。募集の方法は県内公募、指定管理料はゼロ円です。次ページをお願いします。指定管理者候補者の選定結果でございます。令和5年度第4回選定委員会によりまして資格等基準、提案内容に係る書類審査を行い選定いたしました。なお、当該法人は今回が初めての指定になりますが、代表者は現指定管理者の農事組合法人飛騨かわい牧場の現場責任者として繁殖センターでの業務に当たっておられます。今後は独立して新たに法人を立ち上げ、現在の従業員についてもそのまま引き続き雇用する体制とのことです。

30ページをお願いします。30ページからは飛騨市肉用牛繁殖センター、万波牧場の指定管理者指定申請書でございます。32ページをお願いいたします。内容審査に係る提案書について、主なもの

のを説明いたします。2、施設の効用を最大限に発揮させる件については、管理目標達成のための方策として、近隣の遊休農地を利用し、年間160頭の子牛を販売する。次のページをお願いいたします。3の①のa、組織体制につきましては32ページの表7付表にて確認しております。個別の項目で素牛の安定的な生産及び流通の取り組みとして、高山市場、関市場への出荷及び市内畜産農家へのあっせん。畜産人材育成の取り組みとして、地元人材の雇用や研修施設としての受け入れによる人材育成。環境への配慮として、乳酸菌資材等を用いた臭いの緩和及び年1回の臭気測定の実施。循環型農業構築への取り組みとして、万波牧場での採草及び森茂牧場での放牧、市内産稲WC Sの利用という内容の提案をいただいております。

続いて36ページは5年間の収支計画の総括でございます。

最後37ページは、株式会社永吉の概要でございます。

以上簡単でございますが、当該法人は資格要件、指定管理料、事業計画等の基準審査の合格点のいずれも満たしており、代表者及び社員の和牛繁殖に関する実績が十分であることから、今回飛騨市肉用牛繁殖センター、万波牧場の指定管理者として指定するものです。

これで説明を終わります。

●委員長（水上雅廣）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

審査の評価表を見ていますと、「環境に配慮した畜産経営の提案がなされていること。」という項目の配点が5、評価が3でちょっと厳しいなと思いますけど、これは前にも管内視察をさせていただいたときに乳酸菌を使って食べさせて悪臭を防ぐという、ここに書いてあるとおろすごい効果のあるものだなと思って見させていただいたことがあります。それでもあの地域にあるあの場所でも公害問題というのは、やっぱり県の検査か何かで引っかかるわけですか。

●委員長（水上雅廣）

答弁を求めます。

□畜産振興課主幹兼家畜診療所管理者（古川尚孝）

臭いに関してはこれまで一度も苦情が来たことはないです。ただ、牛のミルクで河川がたまに白く濁ったことがあったので、そのときは宮川下流漁業協同組合のほうから指摘を受けましてしっかり対処しております。

●委員長（水上雅廣）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（野村勝憲）

最初に説明されました飛騨市肉用牛繁殖センターと万波牧場も含めてですけど、県内公募というところで、県内から公募された事業者はどのくらいあったのですか。

●委員長（水上雅廣）

答弁を求めます。

□畜産振興課主幹兼家畜診療所管理者（古川尚孝）

この株式会社永吉1件です。

○委員（野村勝憲）

それと37ページと44ページですけども、今説明があった株式会社永吉ですが、ここには年間売りが記載されていない。飛騨市和牛改良組合は売りが記載されていますけども、株式会社永吉はどのぐらいの売りの事業者なのでしょうか。

●委員長（水上雅廣）

答弁を求めます。

□畜産振興課主幹兼家畜診療所管理者（古川尚孝）

現在、会社は立ち上がっていますが、来年の4月からスタートするというので計画が書いてあるだけです。

●委員長（水上雅廣）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（小笠原美保子）

1つ教えてもらいたんですけど、場所が河合町元田と宮川町万波で離れている場所で大変だなと思うのですが、37ページの法人等概要書には従業員数が正社員2名、パート等4名ですが、全部で6人ですよ。人手としては少ない気がするのですが大丈夫ですか。

●委員長（水上雅廣）

答弁を求めます。

□畜産振興課主幹兼家畜診療所管理者（古川尚孝）

確かに私が普通に見ても200頭で正社員2名というのは少ないと思いますが、森田さんをはじめ2名ベテランですので、私が見ている限り飼養技術に関しては飛騨市内でトップだと思うので、この人数でもやっていけると思っています。

●委員長（水上雅廣）

ほかにありますか。

○委員（籠山恵美子）

指定管理を受けてからの令和6年度の収支計画書ですけども、1,200万円の赤字ですよ。それでもこれを回復してくとか、きちんと帳尻を合わせていくというような経営計画があって指定管理を受けられたのか、この辺りはどうですか。

●委員長（水上雅廣）

答弁を求めます。

□畜産振興課主幹兼家畜診療所管理者（古川尚孝）

実際現場で働いている人たちは今もやっている人たちなので経験はあります。ただ、子牛市場の価格も今全国的に50万円そこそこののが飛騨地域は60万円いっています。だから今の12月の関市場においてはかなり上がってきましたので、そんなに低くなることはないと思うということで売りが伸びていくということと、現在飛騨かわい牧場では万波の草地自給飼料を使っていますが、河合近隣の農家とのWCSは今全然使っていない状況で、この株式会社永吉が河合近隣の遊休農地でWCSをまた作ってもらって契約するというので耕種農家と連携ができていますので、今よりもかなりの生産費が削減できるというふうに思っています。その辺のことも考えて最初のうちは1,000万円ぐらいのマイナスですけど、5年後にはプラスに転じるであろうという

計画で聞いております。

○委員（籠山恵美子）

そこがとてもポイントかなと思うんですけど、やっぱり飼料は輸入物が多かったものが今はなかなか大変じゃないですか。物価高騰で手に入らないということもあるし。自給できる飼料みたいなことを考えて少しずつ回復させるのかなと思いましたけど、そういうことはちゃんと計画を練られているわけですね、地元の遊休農地を利用した飼料を作っていくということは。

●委員長（水上雅廣）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

おっしゃるように今非常に高止まりしているのですが、市といたしましても特に繁殖の場合、粗飼料が必要になってくるんですね。そこは普通の配合飼料よりは自給を進めることができると思いますので、耕種農家のほうも含めて市としても積極的に支援して強化をしたいというふうに考えております。

●委員長（水上雅廣）

ほかによろしいですか。

（「なし」との声あり）

●委員長（水上雅廣）

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（水上雅廣）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（水上雅廣）

ご異議なしと認めます。よって、議案第118号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第119号 指定管理者の指定について（森茂牧場）

●委員長（水上雅廣）

次に議案第119号、指定管理者の指定について（森茂牧場）を議題といたします。説明を求めます。

□農林部長（野村久徳）

それでは議案第119号、指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

1、施設の名称、森茂牧場。2、指定管理者となる団体の名称、飛騨市和牛改良組合、組合長、蒲生清一郎。3、指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

続いて配付資料により説明させていただきます。1ページ目です。募集の方法は非公募、指定管理料はゼロ円です。

次ページをお願いします。指定管理者候補者の選定結果でございます。先ほどの説明と同じく、令和5年度第4回選定委員会において選定しております。なお、当該法人は平成18年に初回の指定を受け、今回で5回目の指定となります。

38ページをお願いします。38ページからは森茂牧場の指定管理者指定申請書でございます。40ページをお願いします。内容審査に係る提案書についてはこれまでと大きな変更はございませんが、主なものを説明いたします。施設の効用を最大限に発揮させる件については、管理目標達成のための方策として堆肥散布を行い、草地力の増進に努めつつ年間延べ2,700頭の放牧を行います。次のページをお願いいたします。個別項目5の畜産経営の改善及び振興に資するということで、肥料価格高騰への対応として堆肥の利用、化学肥料の低減、より長く放牧を行うことで飼料の削減をするということが提案されております。

続いて43ページは5年間の収支計画の総括です。

最後の44ページは、飛騨市和牛改良組合の概要でございます。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

●委員長（水上雅廣）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（水上雅廣）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（水上雅廣）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決を行います。本案は原案のとおり、可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（水上雅廣）

ご異議なしと認めます。よって、議案第119号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（水上雅廣）

ここで職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前11時03分 再開 午前11時04分 ）

◆再開

●委員長（水上雅廣）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第120号 指定管理者の指定について（地域交流センター船津座）

●委員長（水上雅廣）

議案第120号、指定管理者の指定について（地域交流センター船津座）を議題といたします。説明を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

それでは議案第120号についてご説明申し上げます。指定管理者の指定でございます。

1、施設の名称、地域交流センター船津座。2、指定管理者となる団体の名称、飛騨市神岡町HIP有限会社、代表取締役、林五月。3、指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

次に、別紙資料にて説明をさせていただきます。資料のほうを御覧ください。1ページの下から2行目をお願いいたします。今回は更新でございます。募集の方法は公募、指定管理料は令和6年度2,060万円、5年間総額で1億300万円になります。

次のページをお願いいたします。指定管理者候補者の選定結果でございます。3、選定の経過ですが、令和5年度第4回選定委員会を令和5年11月2日水曜日に。6、選定委員会委員6名の委員によりまして資格等基準、提案内容に係る審査を行い申請者を選定いたしました。

次に45ページをお願いいたします。ここからは、今回の地域交流センター船津座の指定管理者指定申請書でございます。47ページをお願いいたします。内容審査に係る提案書について、主なものをご説明いたします。2の①のc、施設の利用を促進させる方策では、ホームページの更新・SNSを利用した情報発信、当館を中心としたイベント情報の配信に努める。2の②のa、管理の目標を達成するための具体的かつ効果的な方策では、利用者・来場者に向けたご意見箱の設置、地元の食品提供業者や酒店等の当館自主事業参加者と販売促進の情報交換や商品開発を図る。2の④のa、施設の効果的な管理運営を行うため、地域住民等の利用者の意見を聴取する取り組みとして、館内に意見箱を設置。地域住民等の憩いの場・サークル活動・集会の場として無料広場を開放し利用していただくとともにコミュニケーションを図り、地域住民の要望に適切に対応するとされております。次のページをお願いいたします。上段、3の事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していることにつきましては、50ページの表7付表により組織及び人員配置を確認しております。48ページに戻っていただきまして、4の①、指定管理料につきましては、各年度2,060万円、5年間で1億300万円の提案となっており、こちらから提示した額の上限いっぱいとなっております。その下の5、個別項目ですが、②の地域活性化を図るための有効な取り組みが提案されているにつきましては、宙ドーム・神岡との連携や観光客の施設利用を促進し商業地の空洞化を防ぐために、商工会議所や商店街と連携してのキャンペーンの実施。NPO法人神岡・町づくりネットワークとの連携を提案しておられます。

51ページは5年間の収支計画書の総括でございます。

次の52ページは法人の概要書となっております。

以上で説明を終わります。

●委員長（水上雅廣）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（籠山恵美子）

船津座の経営状況を見ますと指定管理料、年間2,000万円ほど入れているんですけども、令和6年度に計画している収支計画で赤字ですよ。マイナス2,000万円になっていますが、これはどういうふうな受け止めたらいいのでしょうか。

●委員長（水上雅廣）

答弁を求めます。

□商工課長補佐兼商工係長（野上英一）

赤字部分につきましては、今現在新型コロナウイルス感染症の関係で売り上げの多くを占める宴会が少なかったんですけども、大企業の飲食の制限がなくなったということで、今後売り上げが見込めるというようなことでマイナス部分が解消されるという受け止め方をしております。

○委員（籠山恵美子）

宴会の依頼がコロナ禍前ぐらいに戻れば元は取れるという、そういう計画ですか。

●委員長（水上雅廣）

答弁を求めます。

□商工課長補佐兼商工係長（野上英一）

懇親会等が今後増えていくということであればマイナスが軽減されていくというようなことを思っております。

□管財課長（砂田健太郎）

ちょっと補足をさせていただきます。この51ページの資料の見方につきましてご説明をいたしますけれども、この収支のところとして2,060万円マイナスになる部分としては指定管理料として埋まるので、トータルの収支としてはとんとんということでありまして。宴会需要が伸びてくればこれがプラスになっていくというふうに解釈いただければと思います。

●委員長（水上雅廣）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

船津座の運営の評価ですけども、一番上ですけど「施設の利用にあたり、利用者の便宜を一層図るべく工夫を行っていること。」を行っているかどうかということであると、評価3で配点5ですけども、これはつまりエレベーター、身障者用トイレ、ベビーシートなどユニバーサルな施設とするという事業計画ですが、要するにとんとんでいくとなると、こういう事業計画は果たしてちゃんと前進するのかなという気がしますが。ほかにも管理運営の基本方針のところも評価3の配点5、この辺りはこれから指定管理を委託するにあたって市としてはどんなふう考えていらっしゃるでしょうか。

●委員長（水上雅廣）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

今おっしゃった項目については評価が3点となっておりますけれども、配点5点のうち3点ですので、担当課としましては特段何か特記するような工夫がしてあるのではないけれども、必要最低条件は満たしているというところでの3点ですので、ほかの配点10点のところの7点とか

と比べると低いような感じに受け取れるところがございますけれども、評価としてはそういう思いで評価をさせていただいております。

○委員（籠山恵美子）

神岡町の施設なのでなかなか分かりにくいんですけど、全体的に船津座の運営に関して例えばトラブルや問題はこれまでありませんでしたか。

●委員長（水上雅廣）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

これまで特段大きな問題になるようなトラブルはなかったと承知しております。

●委員長（水上雅廣）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（水上雅廣）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（水上雅廣）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（水上雅廣）

ご異議なしと認めます。よって、議案第120号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第121号 指定管理者の指定について（飛騨市星の駅宙ドーム・神岡）

●委員長（水上雅廣）

次に議案第121号、指定管理者の指定について（飛騨市星の駅宙ドーム・神岡）を議題といたします。説明を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

それでは議案第121号についてご説明申し上げます。

1、施設の名称、飛騨市星の駅宙ドーム・神岡。2、指定管理者となる団体の名称、飛騨市神岡町、協同組合スカイドーム・神岡、代表理事、堂野浩義。3、指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

次に別紙資料にて説明をさせていただきます。まず資料1ページ、一番下の行をお願いいたします。今回は更新で、募集の方法は公募、指定管理料はゼロ円です。

次のページをお願いいたします。指定管理者候補者の選定結果でございます。3、選定の経過及び6、選定委員会委員につきましては、先ほどの地域交流センター船津座と同じですので省略をさせていただきます。

次に53ページをお願いいたします。ここからは今回の飛騨市星の駅宇宙ドーム・神岡の指定管理者指定申請書でございます。

55ページをお願いいたします。内容審査に係る提案書について主なものをご説明いたします。2の①のb、管理の目標を達成するための具体的かつ効果的な方策としましては、地元特産品の販売、郷土料理の提供、道の駅ならではのお土産品の販売、新規商品の開発と販売、イベントや特産会への参加、自主事業の計画と実施。2の②のc、高齢者や身障者への配慮に関する提案では、バリアフリー対策を一層進める。2階団体宴会場をテーブルと椅子に入れ替え高齢者や身障者が利用しやすい会場とする。スロープの設置や階段に手すりをつける。見やすく分かりやすい案内表示に心がけるとされております。次のページをお願いいたします。上段2の④の施設の効果的な管理運営を行うため、地域住民等の利用者の意見を調査する取り組みとしては、地域住民を加えたイベント実行委員会を組織し共同でイベントを開催する。終了後、反省会を開き利用者の意見を聴取する。アンケートの実施を行い利用者の意見等を集計するとされております。その下の5、個別項目ですが、①の観光情報等、地域情報の発信地としての集客増加のための取り組みが提案されていることにつきましては、ひだ宇宙科学館カミオカラボ併設という特徴を最大限に生かし、互いに協力・連携しての運営や、土産物、飲食メニューにスーパーカミオカンデやニュートリノにちなんだ商品を取り揃えるなど、魅力ある道の駅にするなどの提案が。また、②地域特産品の販売に関して、地域産業の発展に繋がる提案がされているというところでは、構成員である組合員以外からの販売依頼や、地域の工芸品、農産物加工品を共同販売部門として販売するとされております。

59ページは5年間の収支計画書の総括でございます。

60ページは法人の概要書となっております。

以上で説明を終わります。

●委員長（水上雅廣）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（野村勝憲）

ひだ宇宙科学館カミオカラボと併設しているわけですから、当然、観光客のお客さんが多いと思います。利用者は大体年間12万人から13万人ということですが、どのぐらいの観光客が利用されているんですか。

●委員長（水上雅廣）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

この人数の集計の中では、特に地元のお客様なのか観光のお客様なのかというところは区別して集計を取っておりませんが、今「おでかけウォッチャー」というGPSで入り込みを補足するシステムを観光連盟のほうでやっております、それに参加しておりますので、そちらのほうで、あくまでも補足的な情報としましては外部からいらっしゃる方の人数は把握しております。

○委員（野村勝憲）

売り上げの面ですが、御存じのようにカミオカラボは入館料無料ですよね。それはそれとして、現在1日平均を計算してみますと、365日やったとしても売り上げが12万円前後じゃないか

など思うんですよ。やはり環境的に非常にいいところにあるので、観光客の相乗効果を狙うという点では、来年度からもそんなに変わらない目標数字になっていますけども、私は倍増できるのではないかなと思うんですよ。年間1億円台に持っていける施設だと思うのですが、そういった事業者の声とか、気持ちとか、期待とか、そういった声は出てないのでしょうか。

●委員長（水上雅廣）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

今委員がおっしゃられたように、宙ドームは神岡町の観光施設の中核のような位置にありまして、「レールマウンテンバイク ガッタンゴー」ですとか、神岡城などに寄られた前後に立ち寄る施設として大いに期待できる場所ではあります。これまでがコロナ禍で思うように売り上げが伸びていなかったところがありましたので、今は控え目な売り上げの目標値になっておりますけれども、今神岡城もリニューアルしましたし、今後鉱山資料館のリニューアルなども控えておりますし、御存じのとおりガッタンゴーのほうも来場者が伸びておりますので、そういったところでももう少し売り上げが伸びていくことを期待もされておりますし、それに乗じていろいろな企画を打って売り上げを上げていかれるつもりであるとお聞きしております。

○委員（野村勝憲）

カミオカラボは維持管理をするのに相当のお金がかかりますよね。例えば施設を改修するにしても、改修費というのは特に映像を使っていますから傷みやすいということがありますので、ぜひそういったところの補填もできるような、やっぱり相乗効果を出すにはそういったところも将来展望として5年先、10年先はこうあるべきという数字を。ただ平均で出すのではなくて、そういった気持ちを込めた数字をぜひ事業者にサジェスションしてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（水上雅廣）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

カミオカラボの今後の修繕だとか映像の改修などについては別立てで予算の計画を立ててやっておりますが、それはそれとしまして、先ほど申し上げたようなところでしっかり売り上げを稼げる施設だと指定管理者のほうでも認識をされておられますので、市とも情報交換を進め、関連の施設だとか関係部署とも連携しながら進めてまいりたいと思います。

○委員（上ヶ吹豊孝）

56ページの個別項目の②のところ、宙ドームで物売るには組合員にならないと売れないということがあって、今ここには組合員以外からの販売依頼や地域の工芸品、農産物等とあるのですが、私の知り合いでここにお客さんがたくさん来るので、そういった地元の特産品を卸したいけれども組合員にならないと売れないと。それで、組合員になるには結構なお金がいるということで、できれば小さい商品は組合員に入ると利益が上がらないので、例えば組合員にならなくても売り上げの数パーセントを払えば売れるような、そういったことは本当に計画されているのですか。

●委員長（水上雅廣）

答弁を求めます。

□商工課長補佐兼商工係長（野上英一）

これまで構成員の方からしか商品の販売をしていなかったんですけれども、今後はそうした受け入れ体制を広げるというようなことでヒアリングを受けております。

○委員（上ヶ吹豊孝）

新しく指定管理者になるということは、来年4月以降こういった対応をしていただけるという認識でよろしいでしょうか。

●委員長（水上雅廣）

答弁を求めます。

□商工課長補佐兼商工係長（野上英一）

来年の4月から対応いただくというような話を受けております。

○委員（籠山恵美子）

今の関連ですけど、組合員と非組合員ということになると、組合費みたいなことの整合性というか理解はちゃんと取られていけるのですか。

●委員長（水上雅廣）

答弁を求めます。

□商工課長補佐兼商工係長（野上英一）

整合性につきましては、これから協議されていかれると現在お話を聞かせていただいております。

○委員（籠山恵美子）

私はこの資料を見て、この前に審査した船津座は指定管理料2,000万円が入ってとんとんだということで、それに比べれば、ここは組合組織できちんとやっているから、頑張って指定管理料ゼロ円で4,300万円の黒字を出すという計画が出されているのかなと思って感心したんですけれども、非組合員の方々をもっと広く受け入れるということになればそれは結構なことだと思うんですけど、そういうことになるとまた1つ混乱も生じてくるのではないかなという気がして、これだけ一生懸命頑張って成績を上げようとしてくれているところですのであまり内部でがたがたしてほしくないなという感じがしますが、その辺りはきちんと行政側が入って整えていただきたいなと思いますけど大丈夫ですか。

●委員長（水上雅廣）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

その辺りについては、ご心配されるようなことが起きないようによく指定管理者から状況をお聞きしながら進めていきたいと思っております。

●委員長（水上雅廣）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（水上雅廣）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

●委員長 (水上雅廣)

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (水上雅廣)

ご異議なしと認めます。よって、議案第121号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

ここでお諮りいたします。ただいま議決いたしました9案件に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (水上雅廣)

異議なしと認めます。よって、委員会報告書の作成については委員長に一任することに決しました。

◆閉会

●委員長 (水上雅廣)

以上をもちまして、第11回産業常任委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

(閉会 午前11時28分)

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

産業常任委員会委員長 水上 雅廣